

令和6年海部南部水道企業団要領第1号

海部南部水道企業団緊急情報エックス運用要領

公布 6. 8. 20

(趣旨)

第1条 この要領は、災害等の緊急情報を迅速に、かつ、広範に伝達することを旨として、海部南部水道企業団緊急情報エックスを適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エックス インターネット上で140文字以内の短い文章及び画像を、不特定の利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 海部南部水道企業団緊急情報エックス 海部南部水道企業団が設置・運用するエックスをいう。
- (3) アカウント エックスを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ポスト エックスに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (5) リプライ 他のユーザーのポストした記事に返信することをいう。
- (6) リポスト 他のユーザーのポストした記事を引用して投稿することをいう。
- (7) フォロー 他のユーザーのポストした記事を受信するように登録することをいう。

(アカウントの管理)

第3条 海部南部水道企業団緊急情報エックスのアカウントは総務課で管理し、アカウント管理責任者は総務課長をもって充てる。

2 ユーザー名は@amananbusuido とする。

(記事のポスト)

第4条 海部南部水道企業団緊急情報エックスにポストする記事は、次に掲げるものとする。

(1) 災害対策本部が行う応急給水活動に関するもの

(2) 災害対策本部が行う応急復旧作業に関するもの

(3) その他企業長が適当と認めるもの

2 記事のポストは、災害時においては災害対策副本部長又は総務班長の書面又は口頭での了承を得たのち、総務班職員又は非常配備職員が行うものとする。

3 災害時以外の情報発信においては局長決裁後、総務課職員が記事のポストを行うものとする。

(リプライ、リポスト及びフォローの制限)

第5条 原則としてリプライ、リポスト及びフォローを行わない。ただし、国、地方公共団体、公益法人等がポストした記事で、企業長が特に必要と認めるものは、この限りではない。

(情報の明示)

第6条 第3者が企業団を装ってアカウントを作成し、記事をポストするのを防ぐため

に、海部南部水道企業団緊急情報エックスのユーザー名を企業団ホームページ上に掲載するものとする。

(ホームページとのリンク)

第7条 ポストした記事に記載するリンクのリンク先は、原則として企業団ホームページに限る。ただし、国、他の地方公共団体及び公益法人等が開設したホームページで、

企業長が特に必要と認めるものは、この限りではない。

企業長が特に必要と認めるものは、この限りではない。

(ポストの非表示)

第8条 海部南部水道企業団緊急情報エックスに対し、他のアカウントから次の各号に

該当するポストが行われた場合には、予告なく当該ポストを非表示にすることができる。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など企業団または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの

(9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの

(10) 有害なプログラム等

(11) わいせつな表現などを含む不適切なもの

(12) 企業団のポストする内容の一部又は全部を改変するもの

(13) 企業団のポストする内容に関係ないもの

(14) その他企業団が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

(アカウントの停止又は削除)

第9条 記事のポストが困難になった場合、企業団ホームページ上にその理由を明示し、

アカウントの停止又は削除をすることができる。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。